

ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク 利用取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、「ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク（以下「マーク」という。）」を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、マークの定義については次の各号のとおりとする。

- (1) マークのデザイン、配色及び縦・横の比率は、別図の通りとする。
- (2) マークを利用する者（以下「利用者」という。）が、マークの配色、縦・横の比率、反転、一部分の切り抜き及びデザインを改変して利用することはできない。ただし、印刷物及び容器包装等のデザイン上、モノクロを選択しても差し支えない。

(利用の許諾)

第3 マークの利用を希望する者（以下「申請者」という。）はあらかじめ、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長（以下「理事長」という。）の許諾（著作権法（昭和45年法律第48号）第63条第1項の規定による著作物の利用の許諾をいう。）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) ぎふスタートアップ支援コンソーシアム会員（以下「会員」という。）がコンソーシアムの周知や岐阜県内のスタートアップ機運の醸成を目的として利用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的上正当な範囲内で利用する場合
- (3) その他理事長が適当と認める場合

(利用許諾の申請)

第4 申請者はぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク利用許諾申請書（様式1）を、理事長に提出しなければならない。

(利用許諾書の交付)

第5 理事長は前条の規定による申請があったときは、その内容が次の各号に該当する場合を除き、ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク利用許諾書（様式2）にて第4条の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。

- (1) マークのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (2) マークが改変して利用されるおそれがある場合
- (3) 宗教的行事、政治活動等のために活用すると認められる場合
- (4) ぎふスタートアップ支援コンソーシアムの信用又は品位を害すると認められる場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合

- (6) 法令又は公序良俗に反すると認められる場合
 - (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の風俗営業を営む者が利用する場合
 - (8) 申請者（申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者である場合。
 - (9) その他理事長が不相当と認める場合
- 2 理事長は利用許諾をする場合は、条件を付すことができる。
 - 3 理事長は、申請が前条の規定による利用許諾の申請に要した費用について、一切の負担をしないものとする。
 - 4 理事長は、利用許諾をしない場合は、利用非許諾通知書（様式3）により、申請者に通知するものとする。

（利用期間）

第6 マークの利用期間は、利用許諾の日からぎふスタートアップ支援コンソーシアムが解散するまでとする。

（マークの利用料）

第7 マークの利用料は無料とする。

（遵守事項）

第8 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、マークの利用に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、関係法規を遵守するとともに、マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないようすること。
- (2) 利用者は、第三者が著作権を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに理事長に通知するものとする。
- (3) 利用者は、利用するマークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。
- (4) 利用者は、理事長から要請がある場合は、マークの利用実態の報告又は利用商品等の提出を行わなければならない。

（利用許諾の取消し等）

第9 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許諾を取り消し、利用者に対してマークが利用された物品等の回収等の措置を要求することができる。

- (1) 利用者がこの要綱又は利用許諾の条件に違反したとき
 - (2) 第5条に規定する申請書の内容に虚偽があることが判明したとき
 - (3) 利用者が第6条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき
 - (4) その他マークの利用を継続することが不相当であると認めるとき
- 2 前項の規定により利用許諾が取り消された場合において、利用者は利用許諾を取り消された日からマークを利用することはできないものとする。
 - 3 理事長は第1項の規定による利用許諾の取消しにより利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(損失補償等の責任)

- 第10 公益財団法人岐阜県産業経済振興センター（以下「センター」とする。）は、マーク等の利用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。
- 2 利用者はマークが利用された物品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対して全責任を負い、センターは損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
 - 3 利用者がマークの利用に際して、故意または過失によりセンターに損害を与えた場合は、これによって生じた損害をセンターに賠償しなければならない。

(その他)

- 第11 この要綱に定めるもののほか、マークの利用に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年8月25日から施行する。

(申請書類等送付先)

〒500-8505 岐阜県岐阜市藪田南 5-14-53
ぎふスタートアップ支援コンソーシアム事務局
公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 産業振興部
電話 058-277-1080

別図



(様式1)

令和 年 月 日

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター 理事長 様

申請者[利用予定者] (所在地) 〒
(名称)
(代表者)

ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク利用許諾申請書

ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマークの利用にあたり、公益財団法人岐阜県産業経済振興センターにて令和6年 月 日制定の「ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク 利用取扱要領」に基づき、下記のとおり利用許諾を申請します。

記

1. マークを利用するもの (該当箇所にチェックする)

商品の包装資材 チラシ パンフレット ポスター 広告 名刺
その他 ()

2. マーク、マークシール等の印刷予定数

(1) 印刷アイテム予定数: () 個

(2) 総印刷予定数(個)数: () (個) 枚

(3) マークの大きさ: タテ()mm × ヨコ()mm 、 タテ()mm × ヨコ()mm

3. 問合せ先

(1) 部署名:

(2) ご担当者名:

(3) TEL・FAX:

(4) E-mail:

※記入上の留意事項

1. 上記様式に記入が困難な場合は「別紙」とし添付する。

2. 名刺にマークの印刷を行う場合は、会社、団体、グループ等の構成員1名が代表して申請を行うものとする。

(様式2)

令和 年 月 日

(申請者 [利用予定者]) 様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長

ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク利用許諾書

令和 年 月 日付けのぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク利用許諾申請について、本通知により許諾する。

(様式3)

令和 年 月 日

(申請者) 様

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター理事長

ぎふスタートアップ支援コンソーシアムロゴマーク利用不承諾通知書

令和 年 月 日付、利用承諾申請については、次の理由により不承諾とします。

記

理由